平成２６年（フ）第６５９４号
千葉県千葉市若葉区都賀の台３丁目１番４号
破産者　株式会社エスエスＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８４８号
神奈川県横浜市旭区白根１丁目21―５―505
破産者　佐藤　利光
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９７４号
東京都台東区台東２丁目３番２号
破産者　株式会社トータル・オペレイティング・プロダクト
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９７５号
神奈川県横浜市磯子区滝頭２丁目４―23
破産者　鈴木　正明
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２２４号
東京都千代田区内神田１丁目18番11号
破産者　株式会社穂高
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３００号
愛媛県新居浜市庄内町１丁目８―17、開始決定時の住所東京都台東区松が谷４丁目５―５―402
破産者　桑原　　礼
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９２２号
東京都大田区鵜の木３丁目20―６
破産者　中田　惠子
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９５７号
埼玉県さいたま市緑区東浦和５丁目15―22
破産者　宇井　浩己
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５０７号
埼玉県久喜市菖蒲町柴山枝郷1917―１
破産者　深谷　政信
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６２９号
東京都練馬区貫井２丁目23―10―101
破産者　高谷　活己
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７２０号
埼玉県入間市大字中神557番地１
破産者　有限会社新日本住建
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７２１号
埼玉県入間市高倉５丁目２―４
破産者　菊地　俊行
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０６９号
大阪府堺市堺区遠里小野町４丁５番23号
破産者　有限会社高谷印刷
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０９１号
神奈川県大和市中央３丁目３番27―307号
破産者　有限会社ＣＯＲＯＮＡ
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０９２号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目16―９
破産者　米村京玉・米村キョンオク・米村ギョンオク・ソンギョン・ソンキョン・そんきょんこと　李　　京玉
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１２１号
東京都渋谷区代々木２丁目26番５号
破産者　株式会社アース工業
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１２２号
東京都江戸川区南小岩１丁目９―６―303
破産者　浅井　誠二
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１６０号
東京都中央区東日本橋１丁目９番２号
破産者　有限会社東京松楽
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１６１号
東京都葛飾区亀有１丁目13―１―108
破産者　堀尾　逸郎
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１６２号
東京都葛飾区亀有１丁目13―１―108
破産者　堀尾　久枝
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１６６号
神奈川県横浜市中区港町６丁目27番地１
破産者　横浜バーテック株式会社
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１６７号
神奈川県横浜市中区本牧原21―１―602
破産者　清水　真一
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部